

取扱区分：「公開」

平成28年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成28年1月8日(金) 午前10時00分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成28年第1回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年1月8日(金) 午前10時00分 ~ 10時48分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
報告第1号	農地法第5条の規定による許可申請の取消 について	1件
報告第2号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第3号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第4号	非農地証明について	7件
報告第5号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第6号	水田埋め立てによる農地改良届出について	2件

4 出席委員

第1番	長谷川 和美 君	第2番	杉 村 龍 男 君
第3番	藤 井 和 典 君	第4番	梅 田 洋 治 君
第5番	椎 木 人 志 君	第6番	大 江 静 人 君
第7番	弘 中 壽 君	第8番	江 波 一 男 君
第9番	田 中 榮 作 君	第10番	野 村 一 男 君
第11番	藤 井 孝 君	第12番	笠 井 保 雄 君
第13番	松 岡 清 治 君	第14番	藤 井 澄 子 君

第17番	杉村洋治君	第18番	藤井允雄君
第19番	福田栄司君	第20番	山崎弘子君
第21番	林定子君	第22番	村木実君
第23番	松田孝行君	第24番	山崎光夫君
第25番	水井規雅君	第26番	秋貞啓子君
第28番	有馬俊雅君	第29番	小林一雄君
第30番	高橋恵君		
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

5 欠席委員

第15番	大田幹代君
第16番	歳光時正君
第27番	白石純治君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局長	茅原道夫	次長	山根卓彦
次長補佐	徳本純子	書記	桐山昌栄

事務局長

皆さん、おはようございます。新年明けましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中29名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第15番 大田 幹代 委員、第16番 歳光 時正 委員、第27番 白石 純治 委員の3名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

次に、総会の開始前に、議案書の訂正を1件お願いいたします。

議案書の1ページの、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1番につきまして、申請人のところの譲渡人の欄で、「上記破産管財人」を「上記破産管財人 弁護士 通山和史」に訂正をお願いします。大変申し訳ございません。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長

本年もどうぞよろしく願いします。それでは只今より、平成28年第1回周南市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、周南市農業委員会会議規則第6条の規定により、議席及び議席番号の変更を行います。本年1年間の議席及び議席番号は、ただいま着席されておられます議席及び議席番号といたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第9番、田中 榮作委員さん、第28番、有馬 俊雅委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第1号を議題といたします。

事務局長

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●●●●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の1,447平方メートル、同地区大字●●字●●●●●●に所在する農用地区域内農地の畑、1筆の700平方メートル、同じく田、3筆の1,742平方メートル、同地区大字●●字●●●●●●に所在する農用地区域外農地の畑、1筆の79平方メートル、及び同地区大字●●字●●●●●●に所在する農用地区域内農地の畑、2筆の574平方メートル、同じく田、5筆の3,315平方メートル、合計、13筆の7,857平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、諸事情により離農したので耕作できないため知り合いへ譲り渡すとされ、譲受人は、会社を定年退職し以前から農業に関心があり、譲渡人から申し出があり、今回、買受けて自己所有地を持ち営農活動に取り組み農業をされるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

なお、農機具につきましては、義弟と共同で使用されるとのことですが。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は78アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるほか果樹、野菜等を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第26番

第26番の●●でございます。譲渡人には、昨年12月28日に電話で確認いたしました。同じく28日、譲受人の義理の弟さんと現地の確認に行つて参りました。現地は、本来、譲受人の義理の弟さんの所有地でありまして、この度、事情があつて破産管財人より売却されることとなりました。譲受人は農業に希望はもっておられ、義理の弟さんの協力を得ながらに農業に専念されることと期待されます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたし

事務局長

ます。

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、2筆の3,873平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は申請地を相続したが、遠方のため耕作できず当地域の担い手に譲り渡すとされ、譲受人は、規模拡大を行い、所得安定を図るため今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、トラクター、コンバイン等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は64アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されるということであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番

17番の●●です。議案第1号の農地法第3条による許可申請の番号2番についてご報告いたします。本来は、●●地区は、●●委員さんの担当ですが、諸般の理由により代わって私がご報告いたします。去る1月4日、地元の●●●●にもご同伴いただきまして、譲受人と現地で調査しましたのでその結果をご報告いたします。なお、譲渡人とは、県外に在住されていますので、電話で意思確認をいたしました。申請地は、●●盆地で標高の一番低い場所にあり、また、気温も低い所であります。譲受人は、数年前に●●にUターンした30代半ばの女性の方で、●●市の認定農業者にもなっておられますし、農業に対する意欲もありますし、若さもあり、この地区の担い手のスター的な存在でございます。先程、事務局からも説明がありましたように、農業機械等も完備しており、調査項目により照らし合わせてみても何ら問題ないと思います。この申請地は、今まで利用権設定され水稻を作付けされていましたが、耕作者が高齢となり耕作が困難となり、この度の譲渡ということになりました。なお、譲受人は、引き続き水稻を栽培されるとのことでした。以上調査報告いたしました。よろしくご審議方お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の非線引都市計画区域の大字●●字●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の800平方メートル、畑、2筆の188.49平方メートル及び同地区の大字●●字●●●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の2,603平方メートル、合計、6筆の3,591.49平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、譲受人からの強い申し出により譲渡すとされ、譲受人は、今回譲り受けられ経営規模の拡大を図られるものでございます。

なお、今回、申請地の字●●3155-4、及び字●●●3471、3472-1については、利用権設定の解約届が提出されており、また、字●●3155-2、3155-3の申請地については、後程、審議していただきます報告第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取消について」平成27年11月26日付で取消申請書が提出されております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思われまます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると判断されます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は46アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、主に水稻を作付けされ、一部畑として、じゃがいも、玉ねぎ、ほうれん草等の季節野菜を栽培されることとされており、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総

合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

13番●●です。第3番について、去る12月29日、申請人と立会いをいたしましたので報告いたします。譲渡人とは電話で確認しました。譲渡人は、利用権を設定して譲受人耕作してもらっていましたが、農業後継者もないことから隣接する田の所有者である譲受人に譲り渡すことにされました。譲受人は、規模拡大のため譲り受け●●●の2筆については、引き続き水稻を作付けするとのことでした。現地は、稲刈りが終わった状態でした。●●の4筆については、畑として利用される予定です。現地は、除草管理がされておりました。問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお開きください。議案第2号「農地法第5条の規定に

よる許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案3件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は●●市に事務所のある産業廃棄物処理・収集運搬や土木工事などを営む法人です。

今回、残土処分場建設に伴い申請地に調整池を設置するものです。

申請地は、周囲を既に申請人が取得し残土処分場として一部活用しており、今回この残土処分場の規模が隣地開発許可の対象となるため、許可申請をする際に農地であることが判明し、今回の申請となったものです。

なお、申請地は、周囲と一体化した山林であったため、農地法の規定を十分理解していなかったとはいえ、調整池を設置してしまい反省するとともに今後は農地法の規定を遵守いたしますとの始末書が提出されております。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南へ約1.3キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●字●●563番、地目は田、地積は1,127平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたしません。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、林地開発許可について、●●●●●●●●と協議中であります。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

最後に、先程申し上げましたが、申請地は既に転用されておりますが、今後は、農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

10番の●●です。昨年、私と事務局2名と譲受人の社長さんとで現地を視察・調査いたしました。申請地は山間部の谷あいでありまして、借受人の搬入した土砂に囲まれた谷底にあります。地目は田で、現状は荒廃地で、一部水没しておりました。この付近の田、畑は殆どが荒廃しておりました。借受人は、大量の残土のため即急に調整池が必要となり、申請地を借りて許可を得ずにヒューム管等を設置したことについて反省をされておられます。また、譲受人は申請地の付近の土地も購入されており、周りの環境等にも十分に配慮されて進められることから問題ないと思われまます。許可についてよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第4番

権利移動で使用貸借と言うことですが、上段の名前と下段の名前の関係は
どういう関係ですか。

事務局

上段が名義人で、この周囲にある1筆以外は全て相続されて●●●●さんの
名義になっていましたが、この土地については相続がされていないことで、
●●●さん名義になっております。●さんは既に死亡されており、相続関係
証明書を添付されたうえで、●●さんの申請ということでこのように記載し
ております。

第4番

それであれば、上段の方が被相続人で、下段の方が相続人ではないか。

事務局

そのとおりです。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたしま
す。

事務局次長

それでは、次に2番につきましてご説明いたします。

申請人は●●市に居住する会社員です。

既に市内外4箇所を設置稼働している太陽光発電施設に加えて、売電事業の事業拡大を図るため、申請地を購入し、発電出力47.2キロワットの太陽光パネル330平方メートルを設置するものです。

申請地は、日照や送電網設備などの条件も良いことから、太陽光発電施設の設置に適した場所であり、また、数年前から耕作を止めており今後も耕作の見込みがなく農業後継者もいないため、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南南東へ約1キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●394番1、地目は田、地積は1,494平方メートルのうち700平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図及び太陽光パネルの平面図及び立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に高速自動車国道等の出入り口がある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業

計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既に、経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定申請済みであります。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

なお、地区担当の●●委員さんが急遽、病気で欠席されましたので、報告書を受け取っておりますので代わって事務局長から報告させていただきます。

第15番

第15番の●●委員さんからお預かりました報告書を代読いたします。

代読 事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の2番について、去る1月7日に譲受人と譲渡人に話をお聞きしました。申請地は、譲渡人の自宅近くにあります。譲渡人は、ご主人が亡くなられ高齢でもあり、農地を管理耕作することが困難であるため10年以上耕作していない状態で農業後継者もいないので困っておられました。譲受人からの「申請地を売却にて譲受け、太陽光発電設備を設置し売電事業を行いたい」という申出により、農地を有効利用するために売却したいとのことでした。申請地は、何も定植、栽培はされてはおりませんが草等を刈ってきれいに管理されております。譲受人は、個人で●●市、また他の市町において太陽光発電設備を設置し売電事業システムを稼働されています。以上です。農地法第5条の規定による許可申請について問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●●●委員さん。

第2番

この5条の案件は、いつ分筆される予定ですか。地番は変わりますか。

事務局次長

現在、測量が終わり分筆、登記の手続き中でございます。まだ、地番が確定していないので議案の地番とは変わるようになると思います。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、次に3番につきましてご説明いたします。

申請人は、市内に居住し電気工事業を営む方です。

週末に家族や友人が集うための山小屋を作りたいという思いで適地を探していたところ、川が近くにあり公道にも近く、送電施設も利用可能な申請地を購入し山小屋や駐車場、池や倉庫などを整備し活用するものです。

申請地は、水田の用水管理が困難で、イノシシの被害もあり約20年前から耕作されていません。畑も石が多く同様に放置状態となっており管理に困っていたところ申請者から申し出があり今回の申請となったものです。

なお、申請地には、既に山小屋等を建設しており、農地法の規定を十分理解していなかったとはいえ、反省するとともに今後は農地法の規定を遵守いたしますとの始末書が提出されております。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から北東に約2.8キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●字●●1421番1、地目は畑、地積は299平方メートル、同じく1422番1、地目は畑、地積は192平方メートル、同じく1423番1、地目は田、地積は274平方メートル、合計、765平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図及び平面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたしません。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号には該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

最後に、先程申し上げましたが、申請地は既に転用されておりますが、今後は、農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第20番

20番の●●です。3番について、去る12月27日に譲受人と譲渡人とで現地を確認しましたのでご報告いたします。位置等は先ほど事務局から説明がありましたので、省略させていただきます。申請地は、以前から用水路の管理や、イノシシの被害等で耕作が難しく荒廃地となっていました。今後、家族や友人達との憩いの場所として利用する条件にあっていたので譲り受けることにしたとのこと。なお、譲受人と譲渡人は親戚関係です。申請地には、既に山小屋を建設しており、このことにつきまして、申請人は農地法の規定を十分認識していなくて、申し訳なかったと深く反省しているとの始末書が添付されておりました。また、申請書には、資金計画書、事業計画書、土地利用計画図、平面図、立面図も添付されており、被害防除計画書に添って調査しましたが周辺に農地もなく何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第1号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。報告第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取消について」を、ご説明いたします。

平成26年11月18日に受付し、平成26年12月5日の総会で許可となりました農地法第5条による許可申請案件1件につきまして、平成27年11月26日付で取消申請書が提出されました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第1号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第2号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

続きまして、報告第3号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第3号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。報告第4号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は7件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

ます。

議長

只今の報告第4号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。報告第5号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

携帯電話に係る基地局等の設置のための転用については、農地法施行規則第53条第14号の規定により、農地法第5条第1項の許可を要しないとされているのもで、農地の転用の制限の例外として、農地を農地以外の目的に供するために届出書が提出されたものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第5条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第5号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。報告第6号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり2件でございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりました

ので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第6号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成28年第1回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時48分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成28年1月8日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 田中栄作

委 員 有馬俊雅